

債権差押命令の申立てをされる方へ

1 はじめに

債権差押命令とは、債権者（あなた）が債務者（金銭を支払うべき者）に対して有する債務名義（判決、支払督促、公正証書等）に基づいて、債務者が第三債務者（差し押さえるべき債権の債務者）に対して有する債権（預貯金、給料、売掛金等）を差し押さえ、これを取立て等によって換価し、それによって得られた金額を自己の債権に充てることにより債権の回収を図る手続です。

2 申立書の提出先（申し立てる裁判所）

債権差押命令の申立ては、次の管轄区域に従い、債務者の住所地を管轄する裁判所に提出してください。

※ 福井地方裁判所本庁の管轄区域（嶺北地方）

福井市、あわら市、坂井市、吉田郡、越前市、鯖江市、南条郡、今立郡、丹生郡、大野市、勝山市

※ 福井地方裁判所敦賀支部の管轄区域（嶺南地方）

敦賀市、三方郡、三方上中郡若狭町、小浜市、大飯郡

3 申立てに必要なもの

(1) 執行力のある債務名義正本

強制執行するには、執行文の付された判決正本、公正証書正本、和解調書正本が必要です。債務名義を作成した裁判所の裁判所書記官に執行文付与申請をしてください。公正証書は、公証人役場に申請してください。

ただし、仮執行宣言付支払督促正本、家庭裁判所の審判書正本や家事事件における調停調書正本には執行文付与する必要はありません。

(2) 執行力のある債務名義の送達証明書

強制執行するには、債務者に対して上記(1)の債務名義正本が送達されていなければいけないので、債務名義を作成した裁判所の裁判所書記官に申請して送達証明書を取得してください。公正証書は、公証人役場に申請をして取得してください。

(3) 債権差押命令申立書

A4判縦の用紙に、横書き、左綴じで作成し、各ページの上部余白には捨印を押してください。また、申立書にはあなたと日中に連絡が取れる電話番号（携帯番号可）を記載してください。預貯金や給料を差し押さえる場合の申立書の書式は裁判所にもあります。なお、一定の要件を満たす場合には、弁護士以外の者が代理人となって申立てを行うこともできますが、その場合は、別途書面で代理人許可申立てを行う必要がありますので、詳細はお問い合わせください。

- (4) 債権差押命令申立書のほかに当事者目録・請求債権目録・差押債権目録の写し各4部ずつ

押印やホチキスどめをしないでください。債権者・債務者・第三債務者が各1名ではない場合は、当事者の数が1名増えるごとに1部追加してください。

- (5) 収入印紙 4,000円分

債権差押命令申立書には貼らずに、下記(6)の郵便切手と一緒に裁判所に納付してください。

ただし、当事者や債務名義の数等によって増えることがありますので、詳細はお問い合わせください。

- (6) 郵便切手 2,941円（債権者・債務者・第三債務者各1名の場合）

（内訳）1000円×2枚，500円×1枚，100円×1枚，
94円×2枚，84円×1枚，20円×2枚，
10円×1枚，5円×3枚，2円×2枚

なお、2,941円全額を執行費用として計上することができます。当事者の数により追加が必要となりますので、詳細は、お問い合わせください。また、手続の進行により追加が必要になることもあります。

- (7) 資格証明書（法務局で発行）

当事者が法人（会社）の場合は、その法人の資格証明書（代表者事項証明書又は全部事項証明書）が必要です。債権者の資格証明書は、申立日から2か月以内に発行されたものを、債務者、第三債務者の資格証明書は、申立日から1か月以内に発行されたものを提出してください。

- (8) 住民票

債権者又は債務者の住所が債務名義に記載されたものと異なる場合は、そのつながりを明らかにするため、差押命令を申し立てる日から1か月以内に発行されたその人の住民票（ただし、個人番号（マイナンバー）の記載を省略したもの）が必要です。

- (9) 戸籍謄本

債権者又は債務者の氏名が債務名義に記載されたものと異なる場合は、そのつながりを明らかにするため、差押命令を申し立てる日から1か月以内に発行されたその人の戸籍謄本が必要です。

- 4 申立ての際には、申立書に使用した印鑑を持参してください。申立ては郵送でもできます。

- 5 債権差押えには、差し押える債権を特定する必要があります。具体的には、給料の差押えの場合は、債務者がどこに勤めているか、預金等の差押えの場合は、どこの銀行（金融機関）のどこの支店に口座を持っているか、ということです。

- 6 目録の記載について

(1) 当事者目録

債権者又は債務者の住所，氏名が債務名義に記載された住所，氏名と異なる場合は，現在の住所や氏名の下欄に「（債務名義上の住所・・・）」又は「（債務名義上の氏名・・・）」と併記してください。

(2) 請求債権目録

ア 利息・損害金

利息・損害金については，債務名義（判決・仮執行宣言付支払督促・調停調書等）で利息や損害金の請求が認められている場合にのみ請求をすることができます。

利息・損害金を請求する場合は，申立日までの金額を請求することができます（債務名義に「支払済みまで」と書かれていても債権差押命令申立てにおいては，申立日までの金額の請求となりますのでご注意ください。）。

イ 執行費用

債権差押命令申立ての印紙代，郵便切手代（債権者・債務者・第三債務者各1名の場合は2,941円），送達証明・執行文付与のための印紙代，資格証明書（代表者事項証明書又は全部事項証明書）申請費用（原則600円）及び受領費用（168円），書類の作成費用及び提出費用（1,000円）等です。

(3) 差押債権目録

給料の場合は，差し押さえてはならない部分（差押禁止）があるため，その一部しか差押えができません。差押えが可能な部分は，毎月の給与から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1まで，養育費等の請求の場合には毎月の給与から同じ税金等を控除した残額の2分の1までです。

7 陳述催告について

陳述催告とは，裁判所書記官が，第三債務者に対して，差押える債権についてあるか又はないか等の陳述書を提出してもらうように催告する手続です。この陳述催告は，あなた（債権者）からの申立てが必要です。催告をしたにもかかわらず第三債務者が陳述書を提出しないこともあります，裁判所が再度の催告を実施することはありません。

8 申立後の手続について

(1) 裁判所の役割

裁判所は債権差押命令の発令，同命令正本の発送及びその送達状況の通知は行いますが，それ以外の取立てなどについては関与しません。

(2) 送達が終わったら

債権差押命令正本が債務者と第三債務者の両者に送達されたら，裁判所は，

あなた（債権者）に対し、差押命令正本と債務者・第三債務者の送達完了年月日を記載した送達通知書を送付します。

(3) 取立てについて

債務者に差押命令が送達された日の翌日から起算して1週間を経過したときから、差押えをした債権（給料や預金等）を取り立てることができます。

取立てにあたっては、取立方法等を第三債務者と話し合う必要があります（取立てに関して裁判所は関与しません。）。

(4) 第三債務者から請求債権の一部を取り立てた場合

「取立届」を必ず裁判所に提出してください。

(5) 第三債務者から請求債権全額を取り立てた場合

「取立完了届」を必ず裁判所に提出してください。

(6) 債務者から支払を受けた場合

第三債務者からではなく、債務者から任意の支払を受けたときは、債権差押えとは無関係ですので、「取立届」を提出する必要はありませんが、支払を受けた部分に関し、一部取下げ等の手続が必要となりますので、お問い合わせください。また、債務者から全額の支払を受けた場合は債権差押命令申立てを取り下げてください。→下記(8)参照

(7) 差押えようとした債権がなかった場合

債務者がすでに退職していた場合や預金等がなかった場合には、債権差押命令申立てを取り下げてください。→下記(8)参照。併せて、債務名義及び送達証明書の還付申請をしていただければ、債務名義等は返還します。

(8) 取下げについて

債権者・債務者・第三債務者各1名の場合、取下書3部、84円切手×2枚を提出してください。当事者の数により追加が必要となりますので、詳細はお問い合わせください。

その他、ご不明な点がある場合はお問い合わせください。ただし、裁判所は債権執行手続についての手続案内にはお応えしますが、法律相談には応じることができませんので、手続案内以外の事柄については、弁護士や司法書士等の法律の専門家にご相談ください。

〒910-8524 福井市春山1-1-1 福井地方裁判所民事部債権執行係

TEL 0776-91-5079 FAX 0776-22-7573

〒914-8524 敦賀市松栄町6-1-0 福井地方裁判所敦賀支部債権執行係

TEL 0770-22-0812 FAX 0770-22-9786